

東浦町公告

次のとおり事後審査型制限付一般競争入札を実施する。

令和8年10月9日

東浦町長 日 高 輝 夫

1 入札に付する事項

工 事 名	土地改良施設維持管理適正化事業 農業用施設維持管理適正化工事	
工 事 場 所	東浦町大字藤江字稻永二区地内	
工 種	機械器具設置工事	
工 期	契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで	
工 事 概 要	鍋屋新田排水機場のポンプ用原動機に係る機械器具設置工事	
入 札 方 式	電子入札 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 予定価格を事前公表した場合に限り、入札の回数は、1回とする。 入札書に記載する入札金額に対応した入札金額積算内訳書を提出すること。	
予 定 価 格	金24,855,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まず。）	
最 低 制 限 価 格 の 有 無	有	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	該当	

2 入札に参加する者に必要な資格

建 設 業 の 許 可	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する機械器具設置工事業の建設業許可があること。
所 在 地	公告日以前において、当該年度の東浦町入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に工種を機械器具設置工事で登載され、かつ、愛知県内に本店又は従業員を常勤させている営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所であって、本店以外のものをいう。）が登載されていること。

経営審査事項の 総合評価値	一般競争入札参加申込書の提出時において、資格者名簿で機械器具設置工事の総合数値（審査基準日が入札参加資格申請時の要件に当てはまる経営審査事項の総合評価値）が 600 点以上であること。
営業年数	契約を締結する本店又は営業所の営業年数が公告日までに 3 年以上あること。
技術者の配置	建設業法第 26 条に規定する技術者を配置できること。 この場合において、契約金額が 4,500 万円以上の工事（当該工事が建築一式工事である場合においては、契約金額が 9,000 万円以上のもの）については、同条に規定する専任の技術者（営業所の専任技術者を除く。）を配置できること。 また、配置予定の技術者は所属建設業者と一般競争入札参加申込書の提出があった日以前に 3 か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
工事実績	・町内に本店を有する者 国、地方公共団体が発注した工事で、平成 28 年度以降に元請として 130 万円以上の機械器具設置工事の完了・引き渡した施工実績があること。 ただし、元請として請け負った建築一式工事の施工実績に機械器具設置工事が含まれている場合は、当該施工実績についても可とする。 この場合において、工事の施工内容が明確にわかるようにすること。
	・町内に本店を有しない者 国、地方公共団体が発注した工事で、平成 28 年度以降に元請として本工事と同程度以上（契約金額 2,100 万円以上）の機械器具設置工事の施工実績があること。
その他	この公告の日から落札決定までの間、東浦町入札参加資格停止取扱要領第 3 条の規定に基づく指名停止処分を受けていないこと。（第 15 条に規定する入札参加見合わせを含む。） この公告の日から開札の日までの期間において、「東浦町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 2 月 14 日付け愛知県半田警察署長締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

場所	期間
東浦町 総務部 行政課	令和 8 年 10 月 9 日（金）から 令和 8 年 10 月 27 日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から午

	後4時まで
あいち電子調達共同システム 入札情報サービス	令和8年10月9日（金）から 令和8年10月27日（火）まで

4 設計図書の閲覧

閲覧場所	閲覧期間
東浦町 総務部 行政課	令和8年10月9日（金）から 令和8年10月27日（火）までの土曜日、日曜日及び休日 を除く午前9時から午後4時まで
あいち電子調達共同システム 入札情報サービス→入札公告	令和8年10月9日（金）から 令和8年10月27日（火）まで

5 入札参加申込期間

提出期間	令和8年10月9日（金）午前9時から 令和8年10月20日（火）午後4時まで 電子調達システムの稼動時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前8 時から午後8時まで
提出方法	電子調達システムにより、上記「2入札に参加する者に必要な資格 技 術者の配置及び工事实績」に該当する事項を入力し、入札情報サービス に掲載している「資格確認申請事項（様式第1）」を添付ファイルとして 送信する。

6 質疑の提出

提出期間	令和8年10月9日（金）から 令和8年10月20日（火）まで ただし、土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時まで
提出場所	東浦町 総務部 行政課

※ 設計図書等に対する質疑の提出は、書面（メール可）により行うこと。

7 入札書の提出期間

提出期間	令和8年10月26日（月）午前9時から 令和8年10月27日（火）午後4時まで 電子調達システムの稼動時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前8 時から午後8時まで
提出方法	電子調達システムにより、入札書に必要な事項を入力し、入札情報サー ビスに掲載している積算内訳書を添付ファイルとして送信すること。 ※積算内訳書に記載しているすべての項目に金額を記入してください。

8 開札の日時及び場所

日	時	令和 8 年 10 月 28 日（水）午前 10 時 10 分
場	所	東浦町 総務部 行政課

9 落札者の決定方法

- （１） 予定価格から最低制限価格までの範囲内において、最低の価格にて入札した者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有することの内容を確認した上で落札者とする。
- （２） 落札候補者は、開札日の翌日の正午までに次のとおり書類を提出すること。
ただし、最低の価格をもって入札した者でない者でも、事後審査に必要な書類を求めることがある。

落札候補者 提出書類	「資格確認申請事項（様式第 1）」の記載内容の確認に必要な書類
	・ 工事の施工実績（コリンズの工事カルテの写し等） ・ 配置予定技術者の施工経験（コリンズの工事カルテの写し等） ・ 配置予定技術者に係る法令による免許等の写し（技術者資格者証等） ・ 配置予定技術者の 3 か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類（雇用契約書の写し等） ・ 営業所の専任技術者が確認できる書類の写し - ア 建設業許可申請書 様式第一号（第二条関係） - イ 建設業許可申請書 別紙二 - ウ 建設業許可申請書 別紙四 又は 専任技術者証明書（新規・変更）様式第八号（第三条関係） （国又は都道府県に届け出ている最新の写しを添付すること。ただし受付機関の受付印の押印が確認できること。また、専任技術者証明書（更新）を提出する場合、営業所の専任技術者の住所が確認できる書類の写し（監理技術者資格者証又は運転免許証等）を添付すること。） ・ 営業年数が 3 年以上あることが確認できる書類の写し（過去 3 年分の契約書の写し等）
提出場所	東浦町 総務部 行政課
提出期限	開札日の翌日の正午まで

10 その他

- （１） 入札保証金は、免除する。
- （２） 契約金額が 500 万円以上の工事については、契約金額の 100 分の 10 以上（千円未満切上）の契約保証金が必要となる。
- （３） 東浦町工事等入札者心得書第 13 条及び東浦町財務規則（昭和 54 年東浦町規則第 3 号）

第 104 条（入札の無効）に該当する入札は、無効とする。

- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。
- (6) 暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。
- (7) 契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに町に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、東浦町の調達契約からの排除措置を講じることがある。
- (8) 提出された書類の内容に関し、電話等でヒアリングをする場合がある。
- (9) 入札参加者は、東浦町電子入札取扱要領、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約、東浦町工事等入札者心得書、東浦町建設工事事後審査型制限付一般競争入札取扱要領及び監理技術者制度運用マニュアルを熟読し、公正かつ適切に入札に参加すること。
- (10) 提出した申請書及び資料に虚偽の記載等があることが判明した場合は、入札をさせず、契約を締結せず若しくは契約を解除する。

11 問い合わせ

- (1) 入札全般に関すること

東浦町 総務部 行政課

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

Tel : 0562-83-3111 内線 232・233

E-mail : gyosei@town.aichi-higashiura.lg.jp

- (2) 工事内容に関すること

東浦町 インフラ整備部 土木管理課

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

Tel : 0562-83-3111 内線 269

E-mail : doboku@town.aichi-higashiura.lg.jp